

広島県告示第四百六十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
下野川地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

江田島市	市・区	沖美町	町	畑	大字	大坪	字	二四六番二	地番	標柱一号	標柱番号
						下野川		三五八番		標柱二号及び三号	
						下野川		三六二番		標柱四号及び五号	
						大坪		二五五番二		標柱六号	